

第二十九号議案

東京都市計画事業上篠崎一丁目北部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者 江戸川区長 斉藤 猛

東京都市計画事業上篠崎一丁目北部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

東京都市計画事業上篠崎一丁目北部土地区画整理事業施行規程（平成二十七年十二月江戸川区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。
第十八条第二項中「年六パーセント」を「法第百三条第四項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前々日までに土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定による公告があつた場合における同法第百十條第二項の規定による分割徴収に係る清算金に付すべき利子の利率については、この条例による改正後の第十八条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説明）

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十年政令第八十三号）の施行による土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の改正に伴い、清算金の分割徴収に係る規定を改める必要があるので、本案を提出いたします。